

大分県労働委員会規則第11条及び第12条の規定により、大分県労働委員会が実施した平成22年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を、次のとおり公表する。

平成23年1月25日

大分県労働委員会
会長 麻生 昭一

1 不当労働行為事件

該当なし

2 調整事件

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
平成22年(調)第1号	集団あっせん	・組合員6名の解雇(雇止め)の撤回 ・誠実な団交応諾	22.3.15	2回	1回	16日	22.3.30	打切り	
平成22年(調)第2号	〃	・法人理事長名の謝罪文を組合員に交付すること	22.7.30	2回	1回	27日	22.8.25	解決	
平成22年(調)第3号	〃	・誠実な団交応諾	22.8.26	2回	—	30日	22.9.24	取下げ	
平成22年(調)第4号	〃	・60才定年後の再雇用(最低でも時給700円、労働時間8時間、1ヶ月所定労働日数20日)	22.8.26	2回	1回	30日	22.9.24	打切り	
平成22年(調)第5号	〃	・2009年末賞与の減額分の支払い	22.9.1	2回	—	16日	22.9.16	不開始	
平成22年(調)第6号	〃	・解雇の撤回	22.9.9	2回	—	8日	22.9.16	不開始	
平成22年(調)第7号	〃	・時間給を一律15円引き上げること ・夜勤手当を5,000円とすること	22.10.6	2回	—	27日	22.11.1	不開始	
平成22年(個)第1号	個別あっせん	・給料明細書の提示 ・未払い分給料の支払い	22.2.20	2回	—	59日	22.4.19	不開始	
平成22年(個)第2号	〃	・解雇の撤回、減給処分 ・3連休をとったことが懲戒解雇に当たることの説明	22.3.17	2回	—	9日	22.3.25	打切り	
平成22年(個)第3号	〃	・会社としてパワハラ行為の責任をとること ・今後働きやすい職場環境を保障すること ・今回パワハラ・セクハラ行為をした者を処分すること ・会社は突然の休業を強要しないこと	22.4.6	2回	3回	95日	22.7.9	打切り	
平成22年(個)第4号	〃	・未払い時間外賃金の支払い	22.5.28	2回	1回	29日	22.6.25	解決	
平成22年(個)第5号	〃	・元の給料、役職に戻すこと ・謝罪文の要求	22.9.3	2回	1回	48日	22.10.20	打切り	
平成22年(個)第6号	〃	・配置転換の撤回	22.10.29	2回	1回	40日	22.12.7	解決	